資料1－3

「指数の基準時に関する基準」案の旧統計審議会答申による基準からの変更の概要

変更の視点

旧統計審議会答申による基準の運用実績を踏まえた見直し

・ウェイトを固定する指数は、近年、ウェイトを基準時である年のデータにより算出

基準時の更新に必要なウェイトを設定できないケースの可能性の高まり

・ウェイト設定のデータとして利用する統計調査結果等の対象年が基準時の年次と異なるケースの発生

現行統計法との整合性の確保

・現行統計法では、基幹統計に指定された指数について、その作成・変更の際、統計委員会に付議される仕組み

今回の基準案の設定

● ウェイトを固定する指数について、ウェイトの算出に採用するデータの年次を基準時の年のみとすることを原則化

● 基準時の更新に必要なウェイトを設定できない場合における基準時の取扱いの例外を明文化

● 基準時に関する審議機関の審議に係る規定方法を変更